

受給者などである。自営による収入は年間2万5,000ユーロを上回ってはならない。本件給付は非課税である。対象者は自分について年金保険(Rentenversicherung)に加入・保険料を支払う必要がある。

2004年末時点で、約26万8,000のIch AGがBAによる存在基礎助成金の支給を受けつつ存在しているとされる。

Ich AGという言葉は行政庁の正式用語ではなく、正規呼称は存在基礎助成金(Existenzgründerzuschuss; ExGZ。社会法典第三編 第421条第1項に基づく)である。

(b) 自立者に対する継続訓練(教育)(Weiterbildung)の支援

起業などで自立をして失業状態を脱することを試みている者に対して、政府(BA:公共職業安定所)が、プログラム「追加的な労働市場対策助成」(Finanzierung zusätzlicher arbeitsmarktpolitischer Maßnahmen)によって金銭的な支援を行うもの。支援期間は起業から1年間であり、欧州社会基金(ESF; EU加盟国の様々な社会政策に関して資金を提供している)が財源になっている。支援の対象となるのは、(訓練・学業などの)学費、(通学)交通費等である。Ich AG、橋渡手当^(注10)受給者であることが要件。

(c) 起業文化の育成^(注11)

模擬的起業の実施など、起業・自営の重要性を教える施策が、教育関係行政庁により学校教育の場で進められており、2003/2004学年では、約4,000人の生徒が“Junior”プロジェクトと称するこうしたプログラムに参加した。

b 州による支援(失業者支援)の例

(a) ヘッセン州

職業養成訓練支援

起業等自立者が、より多く職業養成訓練を受けられるよう、助成している。対象となるのは、中小企業を起業した者、自由業の事務所を開いている者で起業後3年以上経っていない者。対象の職業養成訓練職種は限定されている。助成金額は、1養成訓練当たり月90ユーロ。

(b) ノルトラインーヴェストファーレン州

起業家への融資

起業自立者、中小企業者、自由業者、女性等雇用促進対象のグループで起業、投資などを行う者に対して、特に雇用増などを伴う場合に金銭的支援を行う。投資地はノルトラインーヴェストファーレン州である必要あり。

c マイスター設立褒賞金(Meistergründungsprämie)(州)

(a) ノルトラインーヴェストファーレン州

対象となるのは手工業の若いマイスターで、雇用に創出又は保持した者で、2万5,000ユーロ(女性マイスターの場合は2万ユーロ)以上の投資を行う場合に助成金支給(5,000ユーロ)。

(b) ベルリン(特別)市

対象となるのは手工業の若いマイスターで、雇用に創出又は保持した者である。申請は、創業の前に行う必要がある。支給金額は1万230ユーロ。

(4) 情報提供をはじめとする就職支援

a BIZ(職業情報センター; 4の(2)のaの(f)のシ参照)による就職支援

若年者を顧客の中心に、職業養成訓練と学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている各公共職業安定所に付属されたセンターであるBIZでも情報提供などを行っている。

b 仕事に関する博物館

バーデン-ヴュルテンベルク州のマンハイムには、1990年に開館した州立の「技術と労働の博物館」(Landesmuseum für Technik und Arbeit)がある。同館では、繊維技術、機械工業の発達、自動車製造、化学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・見聞できるよう展示が工夫されている。

また、バイエルン州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」(Deutsches Museum)は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引き継ぎ、学ばせるための博物館である。1925

年から一般に公開されており、敷地面積は5万km²、展示品目は約1万7千点以上に及ぶ。展示は体験型博物館展示の典型的なもので、実験装置や機械を来館者に直接操作させる方式は、その後の世界の科学技術博物館のお手本になった。

これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。

5 困難な状況にある若者に対する施策

(1) 職業準備年(Berufsvorbereitungsjahr ; BVJ)

BVJは、①個人的・家庭の経済的・社会的理由によって、学業(義務教育)を辞めたり、②ドロップアウトー授業に付いていけないーしたりして職業訓練を受ける(職業養成訓練生になる)機会を得られない(とても得られない)者を対象にした制度である。フルタイムの職業教育を行う(利用状況については、表1-39 職業学校の種類別生徒数参照)。

生徒は、BVJを行うことで職業学校における修学義務(Berufsschulpflicht)を果たしたと認められ、またハウプトシューレ(基幹学校)の卒業単位にも充当できる。

(2) 職業基礎学習年(Berufsgrundbildungsjahr ; BGJ)^(註12)

BGJは、職業学校でのプログラムであり、①1年間のフルタイムの授業か、②1年間のパートタイムの授業(同時にパートタイムでの事業所における職業訓練)である。

②を行うについては、事業所での職業養成訓練ポストがあることが要件となる。①についてはポストの有無は関係ない。

対象となるのは、主にハウプトシューレの修了を予定している若年者(職業教育義務がある)で、職業養成訓練生としての雇用の場を見つけれなかった者である。

そうした者に対し、その者が職業養成訓練生になった場合に事業主の許で行ったであろう職業養成訓練を、国が提供するものである。

18歳未満者(で、進学せず、職業養成訓練生にもならない者)については、このプログラムの受講が義務とされている。

生徒はプログラム開始前に、自分の希望する職業分野を決定する必要がある。生徒はこの1年間で、当該職業に係る総合的な学習ー知識(Kenntnisse)、能力(Fähigkeiten)、準備(Fertigkeiten)ーを終えることが求められる。

生徒は、この1年のプログラムを終えて就職すれば職業教育義務を果たしたと認められる。

このプログラムを修了した者が、後に職業養成訓練(デュアルシステム)に参加した場合、プログラム受講生は、このプログラムに参加した年数を職業養成訓練の期間に充当して職業養成訓練期間を短縮することが出来る。

2003/2004年に係るBGJの参加者は4万9,200人であった(2002/2003年は4万3,200人)。

参加者の約7割が男子である。また外国人の比率が15%と高くなっている(利用状況については、表1-39 職業学校の種類別生徒数参照)。

(3) 「労働機会(提供)」

各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場へ参加させるために導入された制度で、「1ユーロジョブ」とも呼ばれる。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少な報酬を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却することを目的としている。失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。詳細については下記6(1)のb参照のこと。

(4) 職業相談・紹介サービス向上の取り組み

高失業率、大量の長期失業者の問題などに悩むシュレーダー政権は、ジョブAQTIV法^(註13)や、4つの「労働市場近代化」法^(註9)の制定・施行などを行い、大きな雇用問題だけでなく、社会問題となった長期失業者問題の改善をはかった。

こうした中、25歳未満の若年者に、①職を与える(紹介する)、②職業養成訓練の機会を与える、③就労(・社会活動参加)の機会を与えることの重要性が強調され、公共職業紹介機関において、(若年)求職者一人一人にオーダーメイドの指導・助言を与えることが可能なよう、ケースマネジャー式の職業指導の体制整備の導入がは